

<別表1>業務区分、部門、業務の内容

| 業務区分（部門） | 業務の内容 |
|-------------------|---|
| 測量 | 土地の測量 (地図の調整、測量用写真の撮影を含む) |
| (1 測量一般) | 公共事業に関する公共測量全般 |
| (2 地図の調整) | 地図の修正又は新たな地図の作製 |
| (3 航空測量) | 空中写真測量 |
| 建築関係建設コンサルタント | 建築物（建築設備を含む。）に関する工事の設計、監理又は建築物に関する工事に関する調査、企画立案、もしくは助言 |
| (4 建築一般) | 建築全般についての調査、企画、基本設計、実施設計等又は監理 |
| (5 意匠) | 建築意匠の調査、企画、設計又は監理 |
| (6 構造) | 建築構造の調査、企画、設計又は監理 |
| (7 暖冷房) | 建築暖冷房設備の調査、企画、設計又は監理 |
| (8 衛生) | 建築衛生設備の調査、企画、設計又は監理 |
| (9 電気) | 建築電機設備の調査、企画、設計又は監理 |
| (10 建築積算) | 建築の数量積算、工事費内訳書の作成 |
| (11 機械設備積算) | 建築機械設備の数量積算、工事費内訳書の作成 |
| (12 電気設備積算) | 建築電気設備の数量積算、工事費内訳書の作成 |
| (13 調査) | 建築物の法的条件、配置上、機能上、耐力上の調査及び既存建築物の現況調査等 |
| 土木関係建設コンサルタント | 土木工事の設計、監理又は土木工事に関する調査、企画、立案、もしくは助言 |
| (14 河川、砂防及び海岸・海洋) | 治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）、砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理 |
| (15 港湾及び空港) | 港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理 |
| (16 電力土木) | 電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理 |
| (17 道路) | 道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理 |
| (18 鉄道) | 鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道（鋼索鉄道を含む。）に関する工事の設計若しくは監理 |

| | |
|-----------------|---|
| (19上水道及び工業用水道) | 上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理 |
| (20下水道) | 下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理 |
| (21農業土木) | かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 |
| (22森林土木) | 治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 |
| (23水産土木) | 漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理 |
| (24廃棄物) | 廃棄物処理計画に関する調査、企画、立案、環境評価若しくは助言又は廃棄物処理施設に関する工事の設計若しくは監理 |
| (25造園) | 公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理 |
| (26都市計画及び地方計画) | 都市計画及び地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 |
| (27地質) | 事業別の部門に係る地質に関する調査、企画、立案若しくは助言 |
| (28土質及び基礎) | 事業別の部門に係る土質に関する調査の企画、立案若しくは助言、事業別の部門に係る構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 |
| (29鋼構造及びコンクリート) | 事業別の部門に係る鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 |
| (30トンネル) | 事業別の部門に係るトンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 |

| | |
|-------------------|---|
| (31施工計画、施工設備及び積算) | 事業別の部門の工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施の監理又は工事実施のための調査、設計、積算若しくは建設マネジメント |
| (32建設環境) | 前記19から23及び廃棄物部門を除く事業別の部門に係る自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理 |
| (33機械) | 事業別の部門の工事実施のための機械の調査若しくは設計又は事業別の部門に必要な機械の調査、設計若しくは監理 |
| (34電気電子) | 事業別の部門に係る電気通信に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 |
| 地質調査業務 | 地質又は土質について調査、計測し、並びに解析、判定することによる建設コンサルタント等の業務に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務 |
| (35地質調査業務) | 地質構造、基礎地盤、土又は岩の工学的性質を、調査及び計測の機械器具を用いて把握し、解析し、及び判定し、もって計画、設計又は施工のための資料の提供を事業企画者に対して行い、あわせて必要な所見を述べること |
| 補償関係コンサルタント | 公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務 |
| (36土地調査) | 土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務 |
| (37土地評価) | ①土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定業務 ②残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務 |
| (38物件) | ①木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務 ②木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務 |

| | |
|-------------------|---|
| (39機械工作物) | 機械工作物に関する調査及び補償金算定業務 |
| (40営業補償・ 特殊補償) | ①営業補償に関する調査及び補償金算定業務 ②漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務 |
| (41事業損失) | 事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務 ※事業損失とは、事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損害等をいう |
| (42補償関連) | ①意向調査、生活再建調査その他これらに関する調査業務 ②補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務 ③事業認定申請図書の作成業務 ※意向調査とは、事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう ※生活再建調査とは、公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう ※事業認定申請図書の作成とは、起業者が事業認定庁に対する事前協議を行うための協議資料（事業認定申請図書(案)）の作成及び事業認定庁との事前協議の完了に伴う本申請図書等の作成をいう |
| (43総合補償) | ①公共用地取得計画図書の作成業務 ②公共用地取得に関する工程管理業務 ③補償に関する相談業務 ④関係住民等に対する補償方針に関する説明業務 ⑤公共用地交渉業務 ※公共用地交渉業務とは、関係権利者の特定、補償額算定書の照合及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と面接し、補償内容の説明等を行い、公共事業に必要な土地の取得等に対する協力を求める業務をいう |
| (44不動産鑑定) | 土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の経済価値を判定し、その結果を価額に表示すること |
| (45登記手続き等) | |
| 土木関係その他の業務 | |
| (46交通量調査) | |

| | | |
|-----|-----------|---|
| | (47環境調査) | 公共事業にともなう環境調査、影響調査 (大気、水又は土壌中の物質の濃度、音圧レベル、 振動加速度レベルの計量証明) |
| | (48経済調査) | 公共事業にともなう経済調査、影響調査 |
| | (49水質等分析) | 海、河川、湖沼の水質調査に関すること (大気、水又は土壌中の物質の濃度、音圧レベル、 振動加速度レベルの計量証明) |
| | (50宅地造成) | 宅地造成工事に関する調査、企画、立案及び設計 |
| | (51電算関係) | コンピュータに関する業務(システム開発) |
| | (52計算) | コンピュータに関する業務(データ処理) |
| | (53資料等整理) | |
| | (54施工管理) | |
| その他 | (55その他) | 他の業務にあてはまらないもの |

<別表2> 業務区分における営業の種類及び関係法令等

「営業の種類」に◎のあるものは法律上登録を必要とするものですので、該当する部門の申請は登録を受けている方に限られます。

| 業務区分 | (部門) | 営業の種類 | 関係法令等 |
|-------------------|--|-----------------------|--|
| 測量 | (全部門) | ◎測量業者 | 測量法第55条 |
| 建築関係 建設コンサルタント | (建築一般) (意匠) (構造) | ◎建築士事務所 | 建築士法第23条 |
| 土木関係 建設コンサルタント | (全部門) | 建設コンサルタント | 建設コンサルタント 登録規程第2条 |
| 地質調査業務 | | 地質調査業者 | 地質調査業者登録規程 第2条 |
| 補償関係 コンサルタント | (土地調査) (土地評価) (物件) (機械工作物) (営業補償、特殊補償) (事業損失) (補償関連) (総合補償) | 補償コンサルタント | 補償コンサルタント 登録規程第2条 |
| 補償関係 コンサルタント | (不動産鑑定) | ◎不動産鑑定業者 | 不動産の鑑定評価に 関する法律第2条 |
| 補償関係 コンサルタント | (登記手続等) ※右のいずれか | ◎土地家屋調査士 ◎司法書士 | 土地家屋調査士法 第6条 司法書士法第6条 |
| 土木関係その他 業務 | (環境調査) (水質分析) | ◎計量証明事業者 | 計量法第107条 「濃度」、 「音圧レベル」、 「振動加速度レベル」 のいずれか |

<別表3>資格コード表

| 名 称 | コード | 根 拠 法 令 等 |
|---------------------------|-------|--------------------------|
| 測量士 | 1 0 1 | 測量法第49条による登録 |
| 測量士補 | 1 0 2 | 〃 |
| 一級建築士 | 2 0 1 | 建築士法第5条による免許証の交付 |
| 二級建築士 | 2 0 2 | 〃 |
| 木造建築士 | 2 0 3 | 〃 |
| 建築設備士 | 2 0 4 | 昭和60年建設省告示第1526号による登録 |
| 技術士 | | |
| 登録部門「第2次試験の選択科目」 | | |
| 建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」 | 3 0 1 | 技術士法第32条による |
| 〃 「港湾及び空港」 | 3 0 2 | 〃 登録 |
| 〃 「電力土木」 | 3 0 3 | 〃 |
| 〃 「道路」 | 3 0 4 | 〃 |
| 〃 「鉄道」 | 3 0 5 | 〃 |
| 上下水道部門「上水道及び工業用水道」 | 3 0 6 | 〃 |
| 〃 「下水道」 | 3 0 7 | 〃 |
| 農業部門「農業土木」 | 3 0 8 | 〃 |
| 林業部門「森林土木」 | 3 0 9 | 〃 |
| 水産部門「水産土木」 | 3 2 0 | 〃 |
| 建設部門「都市計画及び地方計画」 | 3 1 0 | 〃 |
| 応用理学部門「地質」 | 3 1 1 | 〃 |
| 建設部門「土質及び基礎」 | 3 1 2 | 〃 |
| 〃 「鋼構造及びコンクリート」 | 3 1 3 | 〃 |
| 〃 「トンネル」 | 3 1 4 | 〃 |
| 〃 「施工計画、施工設備及び積算」 | 3 1 5 | 〃 |
| 〃 「建設環境」 | 3 1 6 | 〃 |
| 機械部門 | 3 1 7 | 〃 |
| 電気電子部門 | 3 1 8 | 〃 |
| 情報工学部門 | 3 1 9 | 〃 |
| 上記以外の各部門又は各第2次試験選択科目 | 3 3 0 | 〃 |
| 技術士補（全部門） | 3 4 0 | 〃 |
| R C C M（シビルコンサルティングマネージャ） | | |
| 登録部門 | | |
| 河川、砂防及び海岸・海洋 | 4 0 1 | シビルコンサルティングマネージャ資格制度施行規程 |
| 港湾及び空港 | 4 0 2 | 〃 第8条による登録 |
| 電力土木 | 4 0 3 | 〃 |
| 道路 | 4 0 4 | 〃 |

| 名 称 | コード | 根 拠 法 令 |
|---------------|-------|-----------------------------------|
| R C C M 登録部門 | | |
| 鉄道 | 4 0 5 | シビルコンサルティングマネージャ資格制度施行規程 |
| 上水道及び工業用水道 | 4 0 6 | 〃 第 8 条による登録 |
| 下水道 | 4 0 7 | 〃 |
| 農業土木 | 4 0 8 | 〃 |
| 森林土木 | 4 0 9 | 〃 |
| 造園 | 4 1 0 | 〃 |
| 都市計画及び地方計画 | 4 1 1 | 〃 |
| 地質 | 4 1 2 | 〃 |
| 土質及び基礎 | 4 1 3 | 〃 |
| 鋼構造及びコンクリート | 4 1 4 | 〃 |
| トンネル | 4 1 5 | 〃 |
| 施工計画、施工設備及び積算 | 4 1 6 | 〃 |
| 建設環境 | 4 1 7 | 〃 |
| 機械 | 4 1 8 | 〃 |
| 水産土木 | 4 1 9 | 〃 |
| 電気電子 | 4 2 0 | 〃 |
| 廃棄物 | 4 2 1 | 〃 |
| 建設情報 | 4 2 2 | 〃 |
| 地質調査技士 | 5 0 1 | 地質調査技士資格検定試験規程第 1 2 条による登録 |
| 補償業務管理士 | | |
| 登録部門 | | |
| 土地調査 | 6 0 1 | 補償業務管理士研修及び検定試験実施規程 |
| 土地評価 | 6 0 2 | 〃 第 1 4 条による登録 |
| 物件 | 6 0 3 | 〃 |
| 機械工作物 | 6 0 4 | 〃 |
| 営業補償、特殊補償 | 6 0 5 | 〃 |
| 事業損失 | 6 0 6 | 〃 |
| 補償関連 | 6 0 7 | 〃 |
| 総合補償 | 6 0 8 | 〃 |
| 一級土木施工管理技士 | 7 0 1 | 建設業法第 2 7 条による技術検定 |
| 環境計量士（濃度関係） | 7 1 1 | 計量法第 1 2 2 条による登録 |
| 〃（騒音、振動関係） | 7 1 2 | 〃 |
| 第一種電気主任技術者 | 7 2 1 | 電気事業法第 5 4 条による主任技術者免状の交付 |
| 第一種伝送交換主任技術者 | 7 3 1 | 電気通信事業法第 4 5 条による電気通信主任技術者資格者証の交付 |
| 線路主任技術者 | 7 3 2 | 〃 |

| 名 称 | コード | 根 拠 法 令 |
|------------------------------|-----|----------------------------------|
| 不動産鑑定士 | 741 | 不動産の鑑定評価に関する法律第15条による登録 |
| 不動産鑑定士補 | 742 | 〃 |
| 土地家屋調査士 | 751 | 土地家屋調査士法第6条による登録 |
| 司法書士 | 761 | 司法書士法第6条による登録 |
| 公共用地経験者 | 901 | 官公庁等で公共用地の取得業務に10年以上従事した経験がある者 |
| 土木関係建設コンサルタント業務について一定期間以上の実務 | 981 | 別表4に該当する者 ※実務経験証明書（別紙）を添付すること |
| 地質調査業務について一定期間以上の実務経験を有する者 | 982 | 別表4に該当する者 ※実務経験証明書（別紙）を添付すること |
| 土木設計に関する大臣の認定 | 983 | 建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定による大臣の認定 |
| 地質調査に関する大臣の認定 | 984 | 地質調査業者登録規程第3条第1号のロの規定による大臣の認定 |
| 補償業務に関する大臣の認定 | 985 | 補償コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定による大臣の認定 |
| 無資格者 (上記以外の資格者を含む) | 999 | |

<別表4>実務経験を有する者の要件

(1) 土木関係建設コンサルタント業務に従事またはこれを管理した期間の合計年数が次のいずれかに該当する者。

①学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学卒業者にあつて、建設コンサルタント等業務について13年以上（大学院修了の場合、就学年数を実務経験とみなす）の実務経験を有する者

②学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつて、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者

③学校教育法による高等学校卒業者にあつて、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者

④上記各項に該当する学歴と同等以上であると認められる学力を有し、かつ各項の実務経験を有する者

(2) 地質調査業務に従事した期間の合計年数が、次のいずれかに該当する者。

①学校教育法による大学若しくは高等専門学校において、土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。以下同じ）、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した後、8年以上の実務経験を有する者

②学校教育法による高等学校卒業者において、土木工学、建築学、地質工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した後、10年以上の実務経験を有する者

③学校教育法による大学若しくは高等専門学校において、①に掲げる学科以外の理工系の学科を修めて卒業した後10年以上の実務経験を有する者

④13年以上の実務経験を有する者